

令和 5 年度道志村障害者就労施設等優先調達方針

令和 5 年 3 月 3 1 日策定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適応範囲

この方針は、村の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次にあげる要件をすべて満たす重度障害者多数雇用事業者
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が 20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象品目

障害者就労施設等から受注することが可能なすべての物品とする。

調達を推進すべき物品等の具体的な例示としては、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 食品類（弁当、オードブル等）
- イ 消耗品類（トイレットペーパー、布マスク等）
- ウ 印刷物類（名刺、封筒、伝票等）
- エ 農作物類（野菜、花苗、農作物加工品等）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（施設・公園等の除草・清掃作業等）
- イ クリーニング
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたり、住民健康課において、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務提供等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対し優先調達を依頼する。
- (2) 各課等においては業務遂行に当たり発注可能なものについて積極的に発注する。

7 調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ、ホームページにより公表する。